

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求について、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、いずれも令和元年11月14日付けで行った①保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）、②保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）及び③保護変更決定処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び2と併せて「本件各処分」という。）のうち、本件処分1は棄却すべきであり、本件処分2及び本件処分3は、取消すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った本件各処分について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分は、いずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

本件各処分による過払請求は、あくまでも担当ケースワーカーの過失であり、このことは本人も認めている。

請求人に一切の落ち度がなく、なおかつ4か月も経った後に生活保護受給中、入院中にもかかわらず、保護費の返還を請求するのは不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 1日	諮問
令和 2年 8月 19日	審議（第46回第2部会）
令和 2年 9月 18日	審議（第47回第2部会）
令和 2年 10月 23日	審議（第48回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

そして、法10条によれば、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされている。

- (2) 法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもって

その決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- (3) 法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (4) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・2・(2)・アによれば、医療扶助における本人支払額の決定において「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされている。
- (5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）の「児童養護施設入所等児童の世帯認定」（問1-1）によれば、児童が児童養護施設に入所した場合について、「児童養護施設に入所している児童に対しては、施設入所中、医療費を含めて最低生活を満たすだけの処遇が児童福祉法に基づき行われることから、当該児童を除いた世帯員について、基準の算定を行うことで足りるものである。」としている。

運用事例集による上記取扱いは、法10条の趣旨に合致するものであって、一定の合理性を有するものと認められる。

## 2 本件各処分について

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、令和元年6月25日から一時保護中であった本児について、同年11月12日に児童養護施設へ入所となったとの連絡を受けたことから、同月14日に本児に係る生活扶助費の計上を停止した上で、遡及変更

が可能な同年9月ないし11月分の請求人世帯に係る各保護費について、本児に係る生活扶助費をそれぞれ変更（削除）する旨決定をする（本件各処分）とともに、併せて、当該各月分の医療費の各自己負担金額について変更となった旨、それぞれ請求人に通知したことが認められる。

- (2) 以上によれば、請求人世帯の世帯員（本児）の減少に伴い、令和元年9月ないし11月分の請求人世帯の各保護費を変更するとの本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づいてなされたものと認められ、また、違算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。
- (3) しかしながら、行政手続法14条の規定によれば、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（1項）とされ、同項ただし書の場合においては、行政庁は、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、理由を示さなければならない（2項）とされている。

これを本件についてみると、本件処分1通知書の保護変更の理由の欄には、「・その他の理由により ・〇〇さん分生活費の削除（一時保護所の入所が1ヶ月を過ぎたため）」と記載されていることが認められるが、本件処分2及び3の各通知書の保護変更の理由の欄には、いずれも「・その他の理由により ・修正処理」とのみ記載されており、これらの記載のみから請求人において本件処分2及び3の保護変更の理由を理解することはできない。また、本件処分2及び3について、行政手続法14条1項ただし書及び同条2項に該当するような事情も認められない。

行政手続法が不利益処分に理由の提示を求める趣旨が、最高裁判所平成23年6月7日判決（最高裁判所民事判例集65巻4号2081頁）が判示するとおり「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあることに鑑みれば、処分の理由は、処分の名宛人においてその記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものであることが必要である。

したがって、本件処分2及び3が本件処分1と同時になされた処分であるため、本件処分2及び3の保護変更の理由が本件処分1と同一の保護変更の理由であることを請求人が推知できることがあるとしても、請求人の推知の可否にかかわらず、本件処分2及び3がなされた時点において、本件処分2及び3の各通知書に保護変更の理由として、請求人がその記載自体から具体的内容を明確に了知しうる理由が示されていないといふべきである。

当審査会としては、本件処分1は、行政手続法14条1項本文の定める要件を充足する適法な処分であるといえるが、本件処分2及び3の保護変更の理由の提示は、記載自体からその具体的内容を明確に了知しうるものではないことから、本件処分2及び3は、行政手続法14条1項本文の定める要件を欠いた違法な処分といふべきであって、取消しを免れないものであると考える。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来